

会員通知 第163号  
平成20年12月12日

会員代表者各位

証券会員制法人 札幌証券取引所  
理事長 伊藤 義郎

平成20年金融商品取引法等の一部改正に伴う「株券上場審査基準  
の取扱い」等の一部改正について

本所は、別紙のとおり「株券上場審査基準の取扱い」等の一部改正を行い、平成20年12月12日から施行しますので、御通知いたします。

今回の改正は、「平成20年金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成20年法律第65号）が平成20年12月12日より施行されることに伴い、「株券上場審査基準の取扱い」において使用している法律の条数の整合性を図るため所要の改正を行うものです。さらに、今般の、平成20年金融商品取引法等の一部の改正に伴い、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第59号）の一部改正が行われ、インサイダー取引規制の見直しが行われることを踏まえ、上場会社の適時開示について子会社の解散に係る軽微基準を設ける改正を行うものです。

改正の概要は、以下のとおりです。

1. 条数の修正

「平成20年金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成20年法律第65号）が平成20年12月12日より施行されることに伴い、規則において使用している条数の修正を行います。

2. 適時開示の軽微基準の新設

上場会社の適時開示について子会社の解散に係る軽微基準を新設いたします。

以上

平成20年金融商品取引法等の一部改正に伴う「株券上場審査基準の取扱い」等の一部改正について

目 次

(ページ)

1. 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表…………… 1
2. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表…………… 2

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2. 第4条（上場審査基準）第1項関係            (1)～(6) (略)            (7) 虚偽記載又は不適正意見等                a 第7号aに規定する「虚偽記載」とは、                有価証券報告書等について、内閣総理大臣                等から訂正命令（原則として、法第10条                （法第24条の2、法第24条の4の7及                び第24条の5において準用する場合を含                む。）又は第23条の10に係る訂正命令）                若しくは課徴金納付命令（<u>法第172条の                2第1項</u>（同条第4項において準用する場                合を含む。）又は<u>法第172条の4第1項</u>若                しくは第2項に係る命令）を受けた場合又                は内閣総理大臣等若しくは証券取引等監視                委員会により法第197条若しくは第20                7条に係る告発が行われた場合、又はこれ                らの訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正                報告書を提出した場合であって、その訂正                した内容が重要と認められるものである場                合をいうものとする。            (8)～(11) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成20年12月12日か            ら施行する。</p>	<p>2. 第4条（上場審査基準）第1項関係            (1)～(6) (略)            (7) 虚偽記載又は不適正意見等                a 第7号aに規定する「虚偽記載」とは、                有価証券報告書等について、内閣総理大臣                等から訂正命令（原則として、法第10条                （法第24条の2、法第24条の4の7及                び第24条の5において準用する場合を含                む。）又は第23条の10に係る訂正命令）                若しくは課徴金納付命令（<u>法第172条第                1項</u>（同条第4項において準用する場                合を含む。）又は<u>法第172条の2第1項</u>若し                しくは第2項に係る命令）を受けた場合又は内                閣総理大臣等若しくは証券取引等監視委員                会により法第197条若しくは第207条                に係る告発が行われた場合、又はこれらの                訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正報告                書を提出した場合であって、その訂正した                内容が重要と認められるものである場合を                いうものとする。            (8)～(11) (略)</p>

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2. 第2条（会社情報の開示）第2項関係</p> <p>(1) 第2項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaからmまでに掲げる区分に応じ当該aからmまでに定めることとする。</p> <p>a～d (略)</p> <p><u>dの2 第1号eに掲げる事項</u></p> <p><u>次の(a)から(d)までに掲げるものいずれにも該当すること。</u></p> <p><u>(a) 当該解散による連結会社の資産の額の減少額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</u></p> <p><u>(b) 当該解散による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。</u></p> <p><u>(c) 当該解散による連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</u></p> <p><u>(d) 当該解散による連結会社の連結当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</u></p> <p>e～m (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成20年12月12日から施行する。</p>	<p>2. 第2条（会社情報の開示）第2項関係</p> <p>(1) 第2項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaからmまでに掲げる区分に応じ当該aからmまでに定めることとする。</p> <p>a～d (略)</p> <p>(新設)</p> <p>e～m (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p>